
第2次大紀町男女共同参画計画



三重県 大紀町

令和5年(2023年)3月

はじめに

当町では、平成27年に「大紀町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。しかしながら、この計画も7年を経過し、その間に人口減少と少子高齢化が進み、町の高齢化率は50%に迫る勢いとなっております。また、共働き世帯の増加や、女性就業率の高まりなど、価値観やライフスタイルも多様化しております。さらに、自然災害の頻発や、新型コロナウイルス感染症の広まりに伴う社会全体での働き方の見直しや、仕事と生活との調和の一層の推進など、我々を取り巻く社会環境は大きく変化しております。このような状況の中で、地域の活力を維持し、活性化していくためには、性別や年齢にかかわらず誰もがその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において活躍できる社会の実現が求められています。一人一人が性別に関係なく、誰もが尊重され、多様な生き方ができるようになるためには「男女共同参画社会の実現」が不可欠であると考えます。

こうした背景や、これまでの課題を踏まえつつ、今後10年間の基本的な取り組み方向を明らかにするため、「第2次大紀町男女共同参画計画」を策定いたしました。本計画では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく女性活躍推進計画を新たに盛り込みました。さらに「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れ、多様な方々が能力を発揮できる環境の整備を推進していきます。

今後は、男女共同参画社会の実現に向け、行政だけではなく町民の皆さまや事業者の皆さまと共に、この計画に基づいた取組を一層進めてまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提案をいただきました多くの町民の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

大紀町長 服部 吉人

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 男女共同参画をめぐる世界・国・県の動向.....	2
4 計画の期間.....	3
5 SDGs と大紀町の取組.....	3
第2章 大紀町の現状と課題.....	5
1 統計からみる現状.....	5
2 現状からみえる課題.....	8
第3章 計画の基本目標.....	9
第4章 計画の内容.....	11
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識啓発.....	11
基本目標Ⅱ 男女がともに参画できる社会づくり.....	14
基本目標Ⅲ 男女がともに自立して生きるための条件づくり.....	16
基本目標Ⅳ いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり.....	20
基本目標Ⅴ 男女間のあらゆる暴力を根絶する仕組みづくり.....	22
第5章 計画の推進体制.....	24
1 住民の参画と協働の推進.....	24
2 行動計画の推進.....	24

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

少子高齢化や人口減少、またグローバル化による産業競争の激化などにより、わが国の経済社会の構造が大きく変化していく中で、男女が性別にかかわらず、ともにその能力や個性を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題の一つとされ、現在も社会のあらゆる分野においてその推進がなされているところです。

近年のわが国の男女を取り巻く社会環境をみると、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、また平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行されたほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の制定・改正、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の一部改正など、法律や制度面で男女平等は進んできました。

しかしながら今も、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で男女の不平等感がみられ、男性が家事や育児に携わることがふさわしくないと受け止められる傾向が現在も残っているなど、「男は仕事、女は家事・育児」といった男女の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、このような性別による固定的な役割分担意識を払拭し、男女がともに多様な生き方を選択でき、お互いが対等なパートナーとして協力し合うことができる社会環境づくりが必要です。

引き続きこれからも社会全体の意識を変えていく取組が必要であると考えられます。

このため、これまでの取組と実績を踏まえ、新たな課題に取り組み、男女共同参画社会を計画的に実現するため、「第2次大紀町男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づくDV対策の基本計画です。
- 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」、三重県の「第3次三重県男女共同参画基本計画」を踏まえて策定します。

3. 男女共同参画をめぐる世界・国・県の動向

(1) 世界の動向

昭和 50 年（1975 年）の「国際婦人年」に、女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きが始まりました。昭和 54 年（1979 年）には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（通称「女子差別撤廃条約」）の採択があり、現在の男女共同参画社会の実現に向け、活動が展開されるようになりました。

平成 22 年（2010 年）には、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する宣言と、7 項目の決議が採択され、平成 27 年（2015 年）には、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際開発目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。

(2) 国の動向

平成 11 年（1999 年）に男女共同参画社会基本法が施行されて以来、男女共同参画社会の形成を目指し、その促進に関する施策を総合的に進めるため、基本的な計画として「（第 1 次～第 4 次）男女共同参画基本計画」が策定され、直近では令和 2 年（2020 年）12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、取組が進められています。

その間に、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「配偶者暴力防止法」等、関連する法制度の整備を行う等、社会情勢の変化に対応した取組が行われてきました。

近年では、平成 27 年（2015 年）に、女性が職業生活において、個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。また、平成 30 年（2018 年）には、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

(3) 三重県の動向

平成 12 年（2000 年）に「三重県男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき平成 14 年（2002 年）に「三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。平成 23 年（2011 年）には「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」を策定し、平成 29 年（2017 年）には社会情勢の変化に伴い計画の見直しを行うとともに「第 2 次三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」が策定されました。

さらに、令和 3 年（2021 年）には「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」が策定され、ダイバーシティの視点を踏まえ、性別をはじめ、年齢、障害の有無、国籍、文化的背景、性的指向、性自認などに関わらず、多様な主体が参画・活躍できる社会の実現を目指しています。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年（2023 年）度を初年度とし、令和 14 年（2032 年）度までの 10 年間とします。ただし、令和 9 年（2027 年）度において中間見直しをするほか、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. SDG s と大紀町の取組

SDG s とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

— SDG s（持続可能な開発目標）の 17 の目標 —

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画では、「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとして、SDG s の考え方を取り入れた取組を推進します。

<参考>SDG s の各ゴール

1 貧困をなくそう 	<u>目標 1：貧困</u> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	<u>目標 9：インフラ、産業課、イノベーション</u> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業課の促進及びイノベーションの推進を図る
2 飢餓をゼロに 	<u>目標 2：飢餓</u> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	10 人や国の不平等をなくそう 	<u>目標 10：不平等</u> 各国内及び各国間の不平等を是正する
3 すべての人に健康と福祉を 	<u>目標 3：保健</u> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	<u>目標 11：持続可能な都市</u> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
4 質の高い教育をみんなに 	<u>目標 4：教育</u> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	<u>目標 12：持続可能な消費と生産</u> 持続可能な生産消費形態を確保する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	<u>目標 5：ジェンダー</u> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	13 気候変動に具体的な対策を 	<u>目標 13：気候変動</u> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
6 安全な水とトイレを世界中に 	<u>目標 6：水・衛生</u> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	14 海の豊かさを守ろう 	<u>目標 14：海洋資源</u> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	<u>目標 7：エネルギー</u> すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	15 陸の豊かさも守ろう 	<u>目標 15：陸上資源</u> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
8 働きがいも経済成長も 	<u>目標 8：経済成長と雇用</u> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	16 平和と公正をすべての人に 	<u>目標 16：平和</u> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的なガバナンスを構築する
		17 パートナリシップで目標を達成しよう 	<u>目標 17：実施手段</u> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

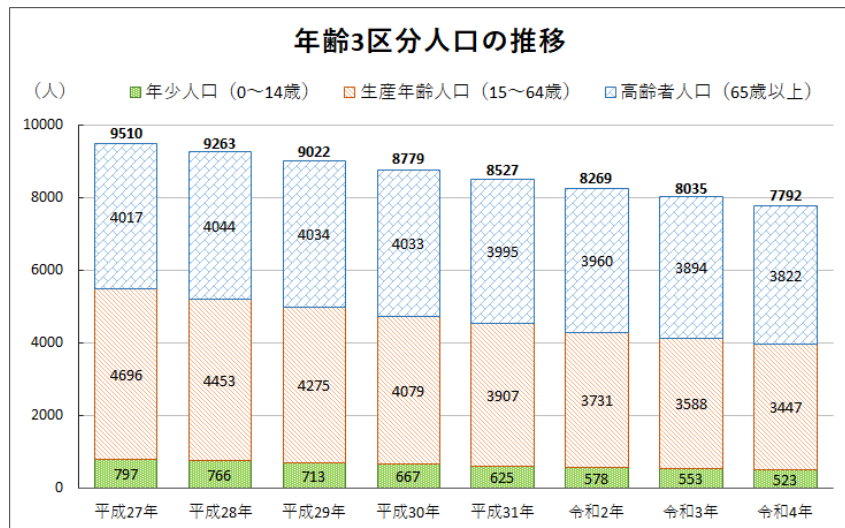
第2章 大紀町の現状と課題

1. 統計からみる現状

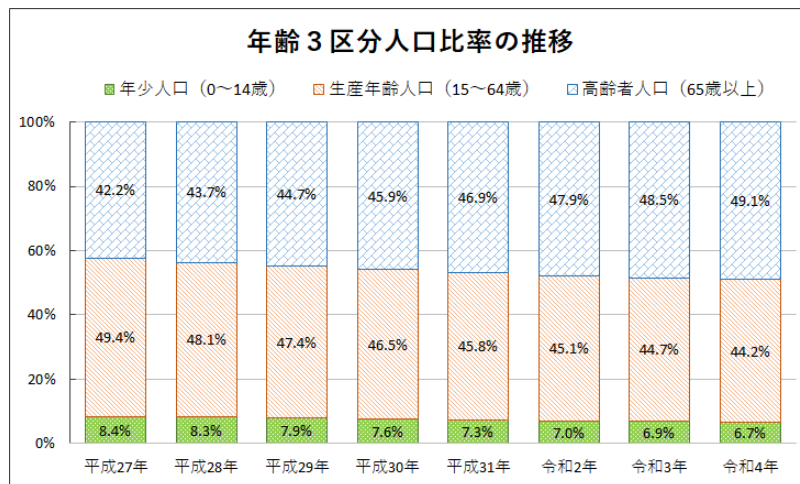
①人口の推移

本町の総人口は平成27年には9,510人でしたが、その後7年の間に、毎年250人前後の減少が見られ令和4年には7,792人となっています。

また、年齢3区分別に見ると、高齢者人口の減少率が4.9%であるのに対し、生産年齢人口では26.6%、年少人口では34.4%となっており、若年層の人口減少が進んでいることがわかります。

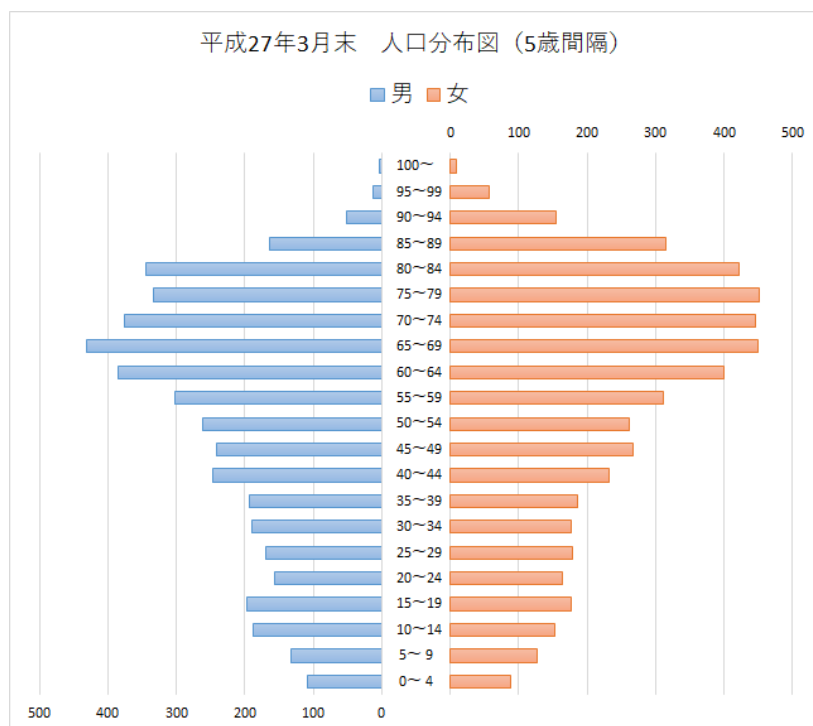


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

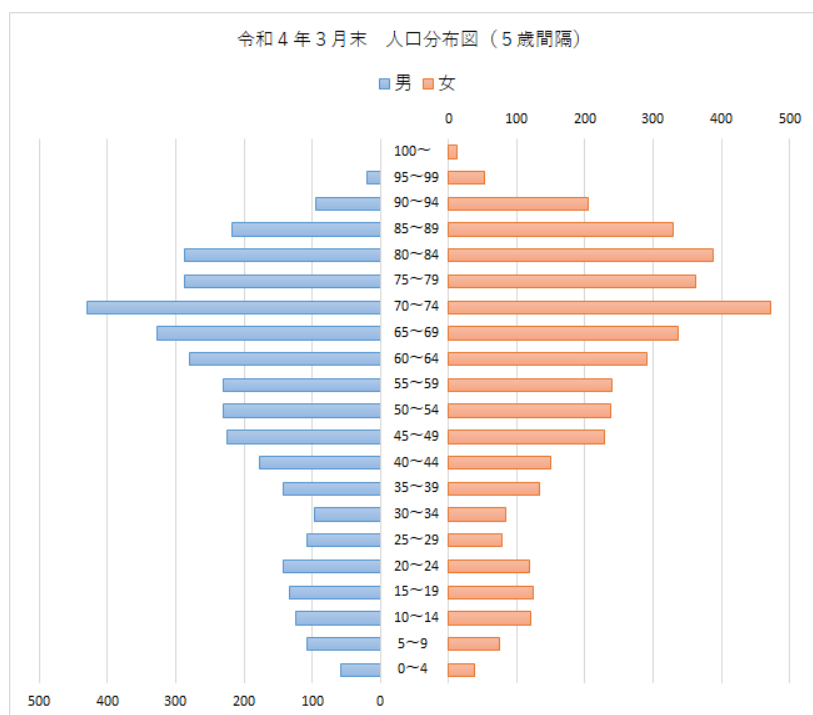


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

また、年齢3区分の人口比率の推移をみると、平成27年には年少人口比率が8.4%、生産年齢人口比率が49.4%、高齢者人口比率が42.2%でしたが、令和4年には年少人口比率が6.7%、生産年齢人口比率が44.2%、高齢者人口比率が49.1%と、高齢者人口比率が最も高くなり、高齢化が進んでいる様子が見えます。



資料：住民基本台帳（平成27年3月31日現在）



資料：住民基本台帳（令和4年3月31日現在）

②人口構造

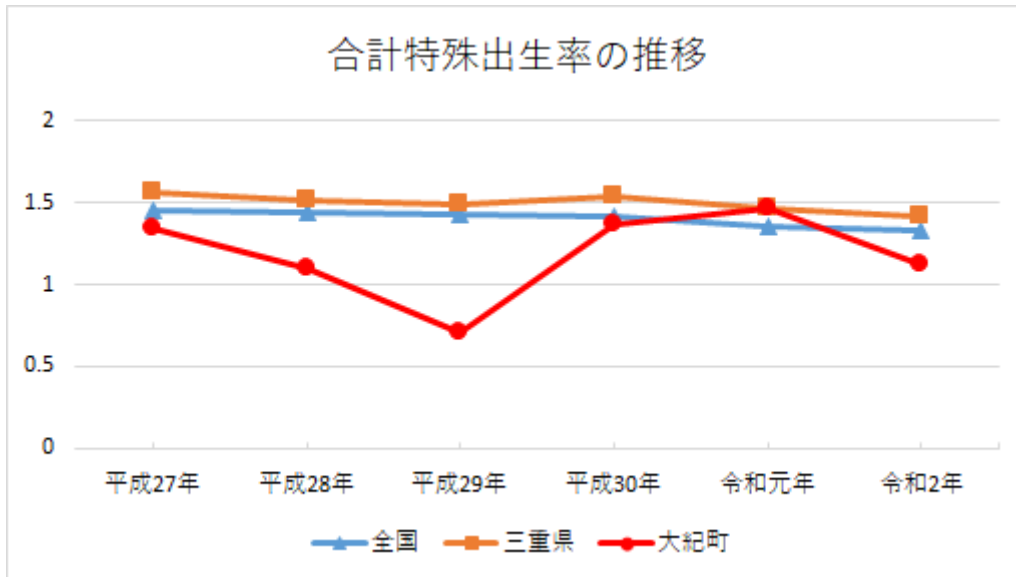
平成27年の人口構造を見てみると、団塊の世代と言われる60歳代後半の人口が多く、また、60歳代前半から80歳代前半までの年代が、他の年齢層と比較して多くなっています。半面、20代から30代の人口が少なく、高等学校卒業後の進学や就職の際の転出者が多いことがうかがえます。

令和4年の人口構造を見てみると、男女ともに団塊の世と言われる70歳代前半の人口が突出して多くなっています。

また、20歳代後半から30歳代前半の人口が極端に少なくなっており、就職や結婚などのタイミングで町外に出る人が多いと思われます。

0～4歳の人口も極めて少なくなっており、ここ数年の出生数の減少が表れています。

平均寿命を反映して、特に80歳以上では男性より女性が顕著に多くなっています。



資料：みえ DataBox「統計でみる三重のすがた」

③合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、令和元年を除いて、各年で全国・三重県を下回って推移しています。平成28年には1.10、平成29年には0.71となっていて、三重県内で最下位でした。

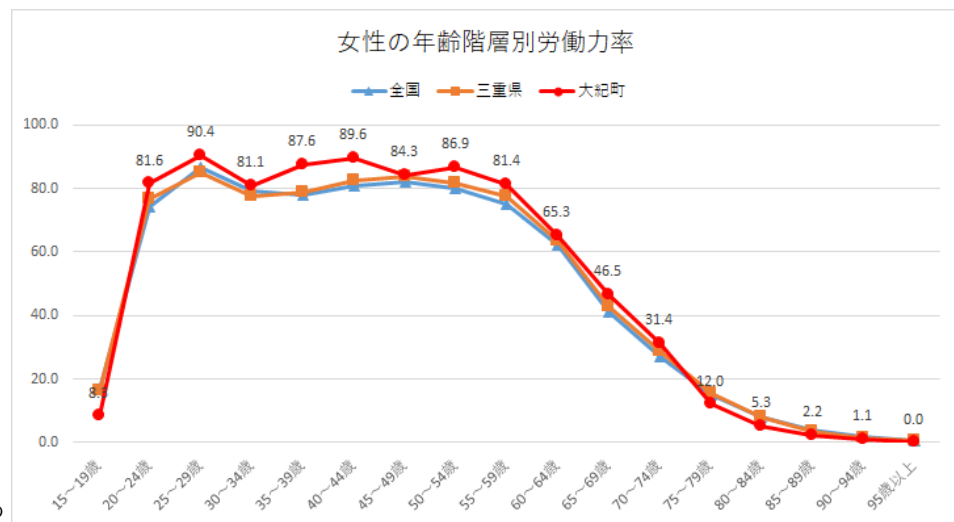
※合計特殊出生率とは

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

④女性の労働力率

女性の労働力率をみると、以前は女性が出産や育児によって職を離れ30代を中心に働く女性が減少する「M字カーブ現象」が見られましたが、

近年は解消されつつあります。



資料：令和2年国勢調査 就業状態等基本集計

大紀町では、20～74歳の年代で

全国・三重県を上回る労働力率となっていて、M字の底も上昇し台形に近づいてきており、労働力率は高い水準であると言えます。

2. 現状からみえる課題

1 男女共同参画社会を築くための意識づくり

令和元年度に三重県が行った「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」(注1)によると、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識については、平成27年に実施された同調査(以後「前回調査」という)と比較して「同感する」「どちらかといえば同感する」と答えた割合が8.5ポイント低くなっており、性別による固定的な役割分担意識は改善されてきていることがうかがえます。しかしながら、男女の地位の平等についての調査では、「学校」をのぞいて「家庭」「職場」「地域」「社会通念や風潮」「法律や制度」「政治」「社会全体」で「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた割合が高くなっており、特に「社会通念や風潮」「社会全体」ではその割合がそれぞれ69.4%、70.9%となっており、男性優遇感が高くなっています。また、家庭における役割分担については、「食事の支度」「食事の後片付け」「家の掃除」「日常の買物」「日常の家計管理」「洗濯」に関しては、「ほとんど妻がしている」と「妻が中心だが夫も手伝う」を合わせた割合がどれも80%前後となっており、実際の家庭生活での役割分担は妻に偏っていることがうかがえます。

その他の調査結果から、若い世代(20歳代)の男性は家事・育児への参画を前向きにとらえているとの結果が出ており、男性が女性とともに家事や子育てなどに参画していくためには、休暇制度などを利用しやすくすることや、仕事中心という社会全体の風潮を改める必要があるという意見が多くなっています。また、女性が働きやすい環境が整っているかどうかということに対し、「保育施設が整備されていない」「働く場が限られている」「労働条件が整っていない」と答えた人の割合が高く、保育施設の整備や就業機会の拡充など、女性が働きやすい環境の整備が求められています。女性の働き方に関する考え方も、前回調査と比較して「子どもができて、産前・産後休暇や育児休業等を利用しながらずっと働き続ける方が良い」と答えた割合が13.8ポイント上昇し47.2%と最も高くなっており、「子どもができたら一旦退職し、子育てが落ち着いたら再び働く方が良い」と答えた方の中でも、仕事と子育てが両立しやすい環境であれば継続して働きたいと考える人が3割以上いることから、女性の活躍推進に向けては保育・介護等における公的サービスの充実の他、夫などの家族の支援、周囲(職場・顧客)の意識の醸成などが求められています。

また、DV(配偶者や恋人などからの暴力)についての調査結果では、DVの経験がない人の割合が最も高くなっているものの、実際にDVを受けた人に関してはその際に「相談・連絡しなかった・できなかった」と答えた人の割合が突出して高くなっていて、被害者が負担なく支援を受けられるよう、関係機関との連携体制を整備するとともに、被害を訴えにくく潜在化してしまうことのないよう相談窓口の周知を図ることが必要です。

ダイバーシティ(多様性)推進については、「ダイバーシティ」の認知度は言葉を聞いたことがある人は5割を超えていますが、内容まで理解している人の割合は低い状況で、更なる推進が求められています。

(注1) 参考：令和元年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査

<https://www.pref.mie.lg.jp/IRIS/HP/000236862.htm>

第3章 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を築くための意識づくり

男女共同参画社会を実現するうえで、従来の性別による固定的な役割分担意識を払拭していくことが第一の課題と言えます。

また、男女共同参画を進めていくうえで、基本となるのが人権の尊重です。一人ひとりが性による差別を受けることなく、人間として尊重されるという理念のもとに、あらゆる人権問題の解決に向けた教育・啓発を推進します。そして、男女共同参画に関する理解を高めるため、適切な表現の浸透や、情報・知識、学習の機会を提供し、男女共同参画社会を築くための意識づくりをめざします。

基本目標Ⅱ 男女がともに参画できる社会づくり

審議会・委員会や地域自治組織の役員など、施策・意思決定過程への女性の参画については、個人が経験を積み、自信をつけることが必要であり、それとともに地域の意識の醸成のうえに成立するものです。そのためには、生活の中で生じた課題を、住民の一人ひとりが自らの問題としてとらえ、その解決に向けて積極的に取り組んでいくことが大切です。男女がともに、あらゆる分野に参画できる組織の体制づくりを進め、地域全体で男女共同参画社会の気運を高めながら、男女共同参画による笑顔あふれる社会づくりをめざします。

基本目標Ⅲ 男女がともに自立して生きるための条件づくり

男女がともに協力し合って家庭生活や職業生活を送ることができるよう、家庭や企業、行政が一体となって各種制度の周知やサービスの充実に努めることが必要です。就労、子育て、介護の問題はそれぞれ関係し合っており、男女がともにワーク・ライフ・バランスがとれた生活ができるよう、一体的に施策を推進していくことが重要です。

女性の社会参画や男性の仕事以外の生きがいがいづくりなどが促されるよう、男女がともに自律して生きるための条件づくりをめざします。

基本目標Ⅳ いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。特に、女性は妊娠や出産など、ライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

本町における女性の労働力率は、全国に比べ高く、また妊娠・出産後も働きたいと望む女性の割合も高くなっています。これに対応し、さらに今後も、妊娠中および出産後も健康を維持しつつ安心して働くことができる環境を整備することが求められています。

男女ともに生涯にわたる心と体の健康に関心を持ち、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりや高齢者・障がいのある人の自立と社会参加をめざします。

基本目標Ⅴ 男女間のあらゆる暴力を根絶する仕組みづくり

男女共同参画を推進していくためには、誰もが社会のあらゆる分野に参画できる仕組みとして、社会の安全の確保や相談などの支援が必要です。

現状ではDVに対する認識が薄く、社会の理解が不十分であり、被害が潜在化しやすい傾向にあります。そのため、DVに関する理解を深め、DV被害の把握に努めるとともに、その被害者の支援体制を強化する必要があります。

地域におけるDVの防止、被害者の保護・自立支援に関する第一次的な対応機関としての役目を果たしていくことをめざします。

立場の弱い子どもや女性、高齢者などに対する暴力を未然に防止するため、啓発や相談体制を整備することや、高齢者などの介護や看護といった家庭内の課題に対応する各種サービスの充実が行政の重要な役割です。本計画では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の市町における基本計画を兼ねることとし、男女間のあらゆる暴力を根絶する仕組みづくりをめざします。

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を築くための意識づくり

基本課題1 男女共同参画の意識啓発

(1) 広報・啓発活動の推進

男女共同参画の重要性について、住民、団体などを対象に啓発を進めます。

また、国や県、関係機関が進める男女共同参画の進捗状況を把握し、調査・研究を進めます。
加えて、国や県、周辺市町や民間団体など、男女共同参画に関して積極的に取り組んでいる活動の情報や資料の収集・提供に努め、住民の自主的な研究活動を促進します。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
1	性別による固定的な役割分担意識の見直しのための啓発	● 広報紙や啓発冊子などを通じて社会通念・慣行・しきたりなどを見直すきっかけとなるような広報・啓発に努めます。 ● 各公民館などで住民が自発的・積極的に参画できるよう啓発内容の充実を図ります。	総務企画課 教育委員会
2	男女共同参画に関する講演会・講座などの開催	● 男女共同参画に関する講演会や講座を開催します。 ● 県や各種団体が主催する男女共同参画に関する事業・セミナーなどに参加を呼びかけます。	総務企画課
3	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	● 男女共同参画に関する資料、情報を収集し、研究するとともに住民への情報提供に努めます。 ● 関連図書の充実と啓発コーナーを設置します。 ● 意識調査を定期的に行い、住民の意識・実態の変化を経年的に把握し、その結果に基づいた施策の展開を図ります。	総務企画課 教育委員会
4	メディア・リテラシーの向上のための支援	● 住民が情報を選択したり、理解する能力を高めるため、メディア・リテラシーに関する教育、学習機会を充実させます。	総務企画課 教育委員会

（２）職員への男女共同参画意識の浸透

各施策の推進にあたって男女共同参画の視点が持てるよう、職員の意識を高めるための取り組みを推進します。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
5	男女共同参画の視点に立った職場づくり	● 社会制度や慣行にとらわれることなく、男女がともに働きやすい職場づくりを推進します。	関係各課
6	職員研修などの実施	● 男女共同参画意識の向上を図るため、ステップアップ研修、能力向上研修などにより、職員への啓発を推進します。	総務企画課

基本課題２ 男女共同参画に関する学習の推進

（１）教育・学習の機会の充実

男女共同参画に関する講座の開催をはじめ、多様な学習や住民の交流の機会充実に努めます。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
7	学習機会の充実	● あらゆる立場の男女が参加できる時間帯やテーマ設定、乳幼児一時預かりなどに配慮した講座を充実させます。	総務企画課 教育委員会 健康福祉課
8	学習グループの育成・活動支援	● 男女共同参画の取り組みが進むよう、学習の機会や情報の提供を通じて各種団体・グループの活動を支援します。 ● 男女共同参画推進に関する活動を行うグループや団体の交流を促し、情報や活動のネットワーク化を促進します。	関係各課
9	人権意識の高揚	● 広報や啓発冊子などを通じて、性別や子ども・高齢者・障がいのある人・外国人住民などに関する幅広い人権尊重意識の啓発に努めます。	総務企画課 住民課 健康福祉課 教育委員会

（２）学校教育などにおける男女共同参画の推進

学校などにおける教育活動を通して、男女共同参画の視点に立ち、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない教育を推進します。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
10	男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進	● 人権の尊重、男女平等、相互理解、協力などに配慮した教育が行われるよう保育・教育の充実を図ります。 ● 総合的な学習の時間を活用し、一人ひとりが自己のあり方や生き方、家庭生活や社会参画について自ら考える機会を提供します。	教育委員会 健康福祉課
11	教育関係者、保護者への研修の推進	● 教育や保育に携わる教職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう、体系的な研修を計画的に実施します。 ● 講演会や人権フォーラムの実施のほか、学校行事やPTA活動を通じ、保護者や地域のひとに対する男女共同参画の理念の普及に努めます。	教育委員会 健康福祉課

（３）家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動

家庭教育のあり方は子どもの成長に大きな影響を与えることから、さまざまな機会をとらえて家庭における男女平等教育の推進に努めます。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
12	家庭教育のための学習機会の提供	● 親子料理教室など、家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための学習機会を充実させます。	教育委員会

基本目標Ⅱ 男女がともに参画できる社会づくり

基本課題1 政策、方針決定過程の場への女性の参画推進

(1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画は、女性が自己実現を図るとともに、社会の構造や仕組みを変えていくことにもつながり、調和ある発展に欠くことができないものです。各分野への女性の活躍を促し、政策・方針などの決定に共同して参画する機会が確保されるよう推進します。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
13	審議会などの委員への女性の参画推進	● 審議会委員などの選出方法の見直しを行い、女性委員比率ゼロの審議会などの解消と、女性委員比率の向上をめざします。	関係各課
14	性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用促進	● 研修などへの参加を促進するとともに、女性職員について、昇任、管理職への登用や職域の拡大を図ります。 ● 人材育成基本方針に男女共同参画の視点を取り入れ、庁内における男女共同参画の推進を図ります。	関係各課

(2) 企業・団体などにおける方針決定過程への女性の参画の推進

啓発活動や各種支援施策を通じて、企業や自治会などの団体に対して方針決定過程への女性の参画を推進します。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
15	企業・団体などにおける方針決定過程への男女共同参画の推進	● 企業における女性の能力開発や職域の拡大に向けて、啓発に努めます。 ● 各団体、グループなどの活動の方針決定過程へ女性が参画できるよう働きかけます。	関係各課

基本課題2 地域活動への男女共同参画の推進

(1) 地域づくりにおける男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアやNPO活動、地域活動に積極的に参加できる環境づくりを行います。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
16	住民活動の支援、住民活動との協働	まちづくりや地域活動にかかわる地域団体に対し、講師派遣や情報提供、相談などの支援を行い、男女がともに協働できる地域での体制づくりを推進します。	関係各課
17	地域課題への女性の参画	環境・防犯・防災などの地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう地域への働きかけを行うとともに、女性の人材育成を推進します。	関係各課
18	国際理解教育の推進	- 異文化理解や国際的な人権感覚を育成するため、国際理解講座や交流会、語学教室の開催により国際理解教育の推進に努めます。 - 町に住む外国籍の方の交流会などへの参加を促進します。	教育委員会

(2) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

被災時には家庭的責任が女性に集中するという問題や、避難生活において男女のニーズの違いがみられることなどから、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立をめざします。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
19	防災知識の普及	地域防災計画に基づき、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めます。	防災安全課
20	地域防災活動への男女共同参画の推進	- 自主防災組織・自治会などの地域コミュニティが防災に果たす役割は大きいことから、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成など、積極的に女性の参画を促し、地域防災力の向上に努めます。 - 防災コーディネーターの養成を推進し、地域防災活動を強化します。	防災安全課

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
21	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	● 防災対策の立案については災害時に援護が必要な人の視点に立ち、さまざまな角度から対策を講じます。 ● 復興業務体制については、男女共同参画の視点に立った対応ができるよう取り組みます。	防災安全課

基本目標Ⅲ 男女がともに自立して生きるための条件づくり

基本課題1 家庭生活における男女共同参画の推進

(1) 保育サービスなどによる子育て支援の充実

多様化する子育てニーズに対応できる体制をつくり、さまざまな子育て支援の提供に努めます。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
22	多様な保育サービスの充実	● 乳児保育、一時保育、延長保育など、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実に努めます。 ● 関連機関と連携し、情報の提供に努めます。	健康福祉課
23	放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実	● 多様な家族形態、就労形態などにより放課後、子どもだけになってしまう家庭への支援のため、放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実に努めます。 ● 指導員の資質向上のため、研修会や連絡会議などを開き情報を提供します。	健康福祉課
24	ひとり親家庭への支援	● ひとり親家庭に対し、母子自立支援員などによる相談を実施することで不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供・支援を行います。	健康福祉課

（２）地域における子育て支援の充実

子育てを地域で支援していくため、公共施設などのバリアフリー化に努めるとともに、子育てへの参加を呼びかけ、地域における子育て支援の充実を図ります。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
25	子育てを支援する生活環境の整備	公共施設等などにおいて、乳幼児と一緒に利用できるトイレや託児室の設置など、妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう生活環境の整備を推進し、安心して子どもを育てる環境・体制づくりを行います。	総務企画課 健康福祉課 教育委員会
26	子育て支援活動の充実	- 身近な地域で安心して子育てができるよう、育児相談や子育て講座を開催します。 - 自主的に子育てサークルなどが企画運営しやすいよう支援に努めます。 - 子育て不安など、子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、虐待などに関しては、関係機関や地域サポートの連携のもと実態把握や未然防止、支援の充実に努めます。	教育委員会 健康福祉課

（３）介護を担う人への支援の充実

介護を担う人が安心して働き続けることができるよう、日ごろから介護保険制度などの情報提供を行うとともに、実際に介護が必要になった場合に適切なサービスの利用ができるよう、サービスの質の向上に努めます。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
27	家族の在宅介護の負担の軽減	- 家族介護者の介護の負担軽減を図るため、介護保険制度の周知に努めます。 - 家族介護者が各種のサービスを有効に活用して負担軽減を図れるよう努めます。	健康福祉課
28	介護保険サービスなどの質の向上	高齢者が要介護にならないように予防することや、心身の機能が低下しても可能な限り住みなれた地域で自立した生活が送れるよう介護保険サービスなどを充実させます。	健康福祉課
29	介護に関する情報や学習機会の提供	介護における必要な知識・技能を習得して家庭生活に参加できるよう、能力養成のための講座の開催や情報提供を行います。	健康福祉課

基本課題２ ワーク・ライフ・バランスの推進

（１）男女の雇用機会均等と待遇の確保

個人の能力を十分に発揮できるよう、また、実質的な男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう事業者などに働きかけます。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
30	男女雇用機会均等法などの周知	● 「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などについて周知と啓発を図ります。	総務企画課 商工観光課
31	労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供	● 労働相談に対し、相談窓口の情報提供に努めるとともに労働基準監督署などの関係機関との連携を密にします。	商工観光課

（２）就労・能力開発の支援

労働意欲のある人が希望した仕事に就くことができ、自己実現を果たすことをめざして、能力開発の支援や求人に関する情報提供を行います。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
32	女性の就労や再就職を支援するための情報提供	● 県や労働局と連携し、就業に関する意識の向上や知識・技能の習得などを支援する講座の開催など、就職、再就職、就業継続などの女性のニーズに応じた職業能力の開発を支援します。	総務企画課 商工観光課
33	パートタイム労働者などに対する雇用の安定と保障のための情報提供	● パートタイム労働者、契約社員および派遣労働者などの適切な処遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。	商工観光課
34	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	● 農業や自営業などの担い手として能力を発揮できるよう、関係機関と連携し、情報提供や学習機会の提供に努めます。 ● 人材育成や情報、学習機会の提供に努め、起業やスキルアップなどにつながるよう、女性のチャレンジ支援を進めます。 ● 広域的な地域間交流により、男女共同参画に基づく幅広い活動と広い視野が養えるよう女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。	商工観光課

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備

職場において、仕事と生活の調和が重視され、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、企業などに働きかけます。

また、農業や自営業などで性別にかかわらず能力を発揮できるよう、労働条件の改善を呼びかけ、産業の活性化、男女の対等なパートナーシップの確立をめざします。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
35	企業などとの協働による啓発活動の推進	● 企業などにおける男女共同参画に関する研修などの実施を支援するなど、企業などに対して啓発活動を行います。 ● 全国や県内の優良な事例を紹介するなど、企業に対する普及啓発を行います。	総務企画課 商工観光課
36	就業条件と環境の整備の働きかけ	● 働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して、育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。 ● 多様な労働形態について理解を深められるよう、企業などに対して啓発活動を行います。	総務企画課 商工観光課
37	農業や自営業などにおける労働条件の改善のための啓発	● 商工会などとの連携により、商工自営業や農業に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	商工観光課 農林課
38	家族経営協定の普及・啓発	● 経営方針、役割分担を明確にする家族経営協定の締結の普及・啓発に向けて情報提供などを行います。	商工観光課

基本目標Ⅳ いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり

基本課題１ 生涯を通じた身体・心身の健康に対する支援

（１）ライフステージに応じた健康づくり支援

男女の生涯を通じた健康づくりを支援するとともに、各ライフサイクルに応じた心身の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、女性が生涯を通じて自らの性と心身の健康について主体的に管理し、生き方を自己決定できるように、あらゆる機会を通じて性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発に努めます。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
39	健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実	● 男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査や検診の受診を促進し、また、性差に応じた相談、支援に努めます。 ● 健康づくりのための運動教室・栄養教室・健康相談などを定期的に実施します。 ● 食生活改善推進員などの活動を通じ、地域の食育を推進し、食による健康づくりをめざします。	健康福祉課
40	性と生殖に関する互いの意思の尊重	● 各ライフステージに応じて、互いの身体的特徴を十分に理解し、避妊や性感染症に対する正確な知識を持ち、互いの性を尊重することができるよう啓発に努めます。	教育委員会 健康福祉課

（２）母子保健の充実

妊娠・出産に関する保健指導体制の充実を図るとともに、子育てに関する相談などの支援体制の充実に努めます。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
41	妊娠・出産に関する支援	● 妊娠・出産・不妊にあたっての必要な保健指導および相談事業の充実に努めます。 ● 各成長段階に応じた乳幼児健康診査を行います。 ● 助産師の講話や先輩パパママの体験談、パパの妊婦体験などの保護者同士の交流機会を提供し、子育て不安などの払拭に努めます。 ● 子育てに関する教室・サロンなどへの父親参加を促進するため、広報・啓発活動の充実に努めます。	健康福祉課

(3) 健康をおびやかす問題への対応

健康をおびやかす諸問題について、適切な行動が取れるよう発達段階に応じた教育や啓発活動を行うとともに喫煙、飲酒、薬物乱用、エイズ等性感染症などについての正しい知識の普及・啓発をします。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
42	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発	性と生殖についての学習機会の充実とともに、エイズ等性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。	教育委員会 健康福祉課
43	健康をおびやかす問題への取り組み	各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発に努めます。	健康福祉課

基本課題2 高齢者や障がいのある人へのサポート体制の充実

(1) 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる基盤づくり

高齢者や障がいのある人が、ともに地域で安心して生活が送れるよう、その生活を支援する福祉サービスなどの充実を図ります。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
44	自立した生活を維持するための総合相談支援	住みなれた地域で自立した生活を継続するため、保健・医療・福祉・介護などの必要なサービスにつなぐ相談支援を行います。	健康福祉課
45	高齢者や障がいのある人の生きがいくりのための支援	- 高齢者や障がいのある人が生きがいを持って生活が送れるよう、老人クラブや生きがいくり講座・スポーツ・交流などの各種活動に対する支援に努めます。 - 学校支援ボランティアとしての生きがいくり、子どもとの交流と共生を進めます。	教育委員会 健康福祉課
46	高齢者や障がいのある人の就労支援	- シルバー人材センターなど関係機関との連携により、長年の技能や経験を生かした高齢者雇用対策を推進します。 - 障がいのある人の就労促進に向けて、関係機関を通じて企業などへの働きかけや就労支援を行います。	健康福祉課

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
47	福祉サービスの情報提供などの充実	住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉サービスや障がいのある人にかかる福祉サービスなどの情報提供の充実に努めます。	健康福祉課
48	日常生活支援事業の推進	地域での生活が困難な状態にある高齢者や障がいのある人の尊厳が守られ、安心して生活ができるよう、各種サービスや制度につなげます。	健康福祉課

基本目標Ⅴ 男女間のあらゆる暴力を根絶する仕組みづくり

基本課題1 ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進

（１）暴力を許さない社会づくり

性犯罪、売買春、DVなど、さまざまな形態で存在する暴力は、社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識を浸透させ、暴力の根絶に向けた取り組みの一層の推進を図ります。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
49	男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発	- 暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。 - 交際相手からの暴力であるデートDVがおこらないよう、啓発します。	総務企画課 健康福祉課 住民課
50	あらゆる暴力に関する関連法令などの周知	「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」（DV防止法）や「ストーカー規制法」などの周知に努めます。	総務企画課 健康福祉課 住民課

(2) 被害者などへの支援体制の充実

被害にあった人が相談しやすい体制を充実するとともに、犯罪の防止に向けた体制を整備します。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
51	相談支援体制の充実	● DVなどの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な情報提供や援助が幅広く行えるように努めます。 ● 関係機関と連携し、母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護と自立支援を行います。	総務企画課 健康福祉課 住民課
52	犯罪の防止に向けた環境整備	● 犯罪防止のため、関係機関との連携により、見回りや声かけなどの防犯活動を推進します。	教育委員会 健康福祉課

基本課題2 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

(1) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

住民ならびに企業などにおける意識の啓発と利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

No.	具体的施策	内 容	主な担当課など
53	セクシュアル・ハラスメントの防止	● 関連法令などの周知と順守のための啓発に努めます。 ● 企業などにおけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。	関係各課
54	セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口の充実	● セクシュアル・ハラスメントの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、相談体制づくりに努めます。	総務企画課

第5章 計画の推進体制

1 住民の参画と協働の推進

計画の推進にあたっては、総務企画課を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図るとともに、住民、地域活動団体、企業などと連携・協力し、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

- 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の構築・充実を図ります。
- 住民参加による男女共同参画推進計画の進捗状況確認と検証などを行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。
- 大紀町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための苦情対応ネットワークづくりを推進します。
- 国・県および関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

2 行動計画の推進

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業についてヒアリングなどにより毎年調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

また、施策の評価・検証については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、計画の実現に努めます。

大紀町男女共同参画計画

発行年月：令和 5 年 3 月

発行：大紀町総務企画課

〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原 1610 番地 1

TEL：(0598) 86 - 2212 FAX：(0598) 84 - 8568